

潟上市
まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針



平成27年5月

企画政策課

1 趣旨

国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法を制定しました。

潟上市においても少子高齢化と生産年齢人口は減少傾向にあり、労働力の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加など様々な面での影響が懸念されています。これら人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づき、国及び秋田県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

2 策定内容

(1) 潟上市人口ビジョン

市の人口の現状分析を行い、人口問題に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す長期的な人口ビジョンとして策定します。

(2) 潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略

潟上市人口ビジョンを踏まえ、また、国や秋田県の総合戦略を勘案し、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめた総合戦略を策定します。

3 策定期限（別紙1）

潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成27年度末までに策定します。

4 対象期間

(1) 潟上市人口ビジョン

国の長期ビジョンの期間である2060年（平成72年）までに合わせ、潟上市でも同年までの人口推計を行います。

(2) 潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

5 検討項目

(1) 潟上市における安定した雇用を創出する

(2) 潟上市への新しい人の流れをつくる

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

※その他必要に応じて、検討項目を加えるものとする。

6 策定体制（別紙2）

（1） 潟上市地方創生推進会議（外部組織）

潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進にあたり、市民、産業団体、大学、金融機関、メディア等（産官学金労言）の関係者の意見を反映するため、潟上市地方創生推進会議を設置します。

※潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合計画との整合性を図る必要があるため、総合計画を検討する機関である潟上市総合計画検討委員会委員を含め組織します。

※潟上市人口ビジョン素案、潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略素案を公表し広く市民に意見を求めます（パブリックコメント）。

（2） 潟上市地方創生推進本部（庁内組織）

まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進にあたり、全庁的に取り組むため、市長を本部長とする地方創生推進本部を設置します。

潟上市地方創生推進本部には幹事会を置き、潟上市人口ビジョン素案、潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略素案の作成に関する協議を行います。

7 策定経過等の公表

潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要及び策定過程における重要事項については、広報かたがみ及び市ホームページの掲載等利用可能な情報手段を用いて適時公表します。

8 その他

（1） 潟上市人口ビジョンにおける将来展望に必要な調査として以下のアンケート調査を実施します。

①市民の結婚・出産・子育てに関する意識や希望の調査

②高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望の調査

（2） 策定にあたっては、総合計画との整合性を図るものとします。

（3） 潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、PDCAサイクルに基づき、実施した施策や事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂します。

（4） この策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は別に定めます。

潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定体制

